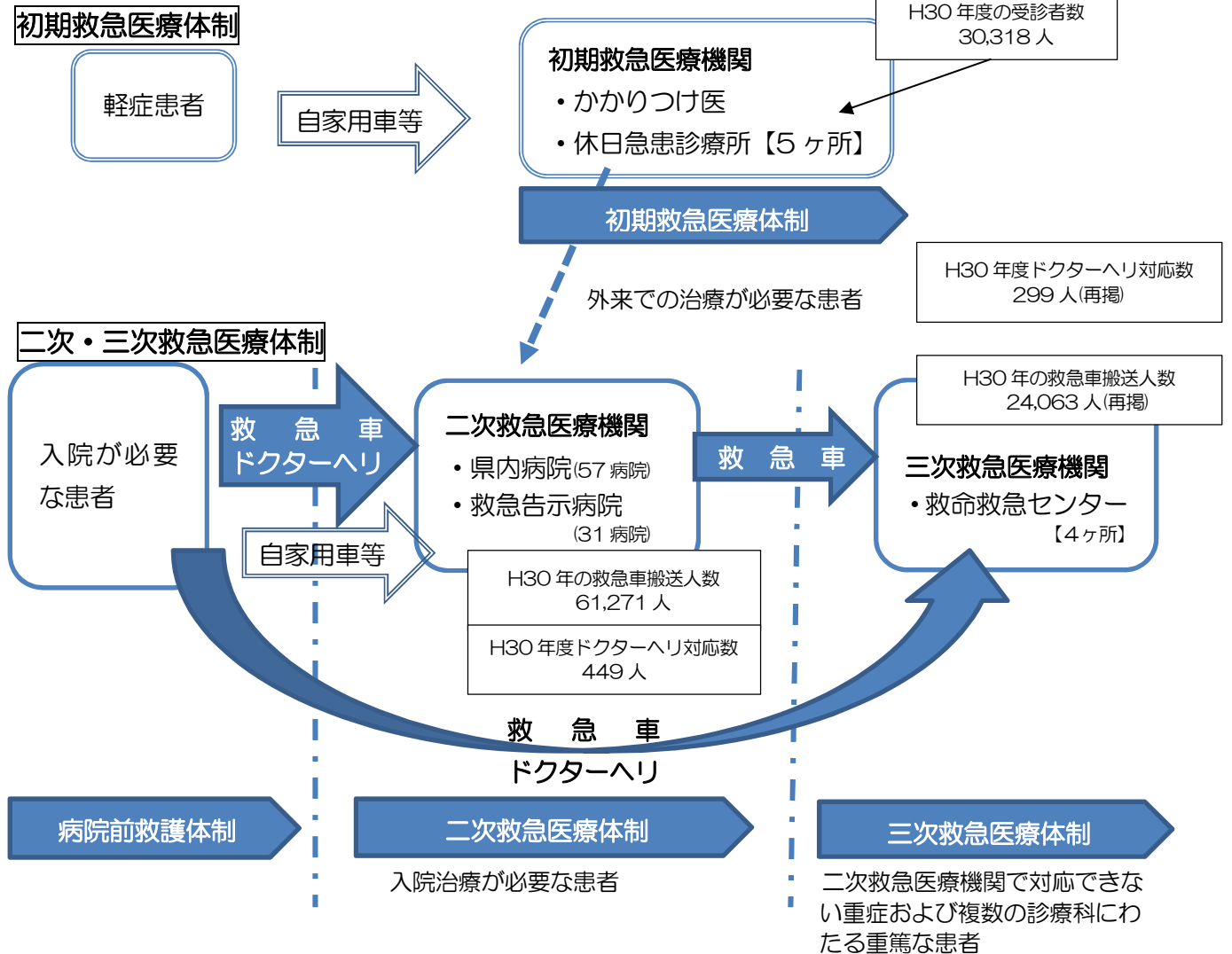


救急医療体制について

1. 本県の救急医療体制



2. 課題と今後の方向性

①救急医の不足と偏在により、二次保健医療圏での二次救急医療体制の維持が困難(管内搬送率 75%~99%)となっている。

- 救急医療：救命救急センターを核とした4ブロック化
- 小児救急医療：周産期医療ブロックと整合性を図った4ブロック化

②軽症患者が二次・三次医療機関を受診し、二次・三次医療機関に負担がかかっている。

- 「医療ネット滋賀」の運営
- 小児救急電話相談事業(#8000)の実施
- 県民啓発の実施

平成30年救急搬送人数のうち急病における搬送	
救急車搬送人数	61,271人
うち急病にかかる搬送人数	40,499人
うち軽傷者	24,536人(60.6%)

【参考】メディカルコントロール協議会

- ・消防法第35条の8第1項の規定に基づき、知事の附属機関として設置。
- ・消防機関による救急業務としての傷病者の搬送および医療機関による当該傷病者の受入れを迅速かつ適切に行うための基準(以下、「実施基準」という。)に関する協議並びに実施基準に基づく

傷病者の搬送および傷病者の受入れに係る連絡調整を行う。

3. 救急医療体制にかかる令和元年度予算措置の状況

(千円)

	事業名	9月補正後予算額	対象者
三次救急	救命救急センター運営費補助金	312,164	大津赤十字病院、済生会滋賀県病院、長浜赤十字病院
	京滋ドクターヘリ運営事業	254,882	(関西広域連合負担金)
二次救急	小児救急医療支援事業補助金	90,150	4市3行政組合
初期救急	救急医療情報システム運営業務委託	31,636	NMR 合同企業体
	#8000 運営業務委託	22,073	ティーペック(株)
	救急医療適正利用啓発事業	1,412	

救急・周産期医療体制地図

